

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所(現シテューワ法律事務所、以下「当事務所」)が作成し、PDFファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及びPDFファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

「電子労働契約締結指針」の発布に関する通知  
(人社庁発〔2021〕54号として2021年7月1日発布)

各省・自治区・直轄市及び新疆生産建設兵団人力資源社会保障庁(局)に通知する。

使用者及び労働者が法により規範的に電子労働契約を締結するよう指導するため、我が部は、「中華人民共和国労働契約法」、「中華人民共和國民法典」、「中華人民共和国電子署名法」等の法律・法規に基づき、「電子労働契約締結指針」を組織編纂し、ここに各方に印刷配布する。

各地方は、「電子労働契約締結指針」の宣伝の程度を増大させ、電子労働契約締結の意思を有する使用者及び労働者が「電子労働契約締結指針」を参照し協議により合意して電子労働契約を締結するよう指導し、電子労働契約の真実性・完全性・正確性・非改ざん性を確保する必要がある。現地の実情を併せ考慮し、電子労働契約業務情報システム及び公共サービスプラットフォームの構築を加速させ、電子労働契約の受信に係るデータフォーマット及び標準を遅滞なく公布し、人力資源社会保障政務サービスにおける電子労働契約の全面的な応用を徐々に推進する必要がある。

人力資源社会保障部弁公庁  
2021年7月1日

電子労働契約締結指針

第1章 総則

第1条 本指針において電子労働契約とは、「中華人民共和国労働契約法」、「中華人民共和國民法典」、「中華人民共和国電子署名法」等の法律・法規の規定に従い、協議による合意を経て、書面形式とみなすことができるデータ電文を媒体とし、信頼することができる電子署名を使用して、使用者と労働者が締結する労働契約をいう。

第2条 法により締結された電子労働契約は、法的効力を有し、使用者と労働者は、電子労働契約の約定に従い、各自の義務を全面的に履行しなければならない。

第2章 電子労働契約の締結

第3条 使用者と労働者は、電子労働契約を締結する場合には、電子労働契約締結プラットフォームを通じて締結する必要がある。

第4条 電子労働契約締結プラットフォームは、有効なモダンIT手段を通じ、労働契約の

締結・取出し・保存・応用等のサービスを提供し、身元認証・電子署名・意思確認・データ安全防护等の能力を具備し、電子労働契約情報の締結・生成・伝達・保存等が法律・法規の規定に適合するよう確保し、真実、完全、正確、改ざん不可及び追跡可能等の要求を満たす必要がある。

第5条 政府が発布した労働契約の模範文書を使用者及び労働者が使用して電子労働契約を締結することを奨励する。「中華人民共和国労働契約法」が規定する労働契約の必須条項が労働契約に記載されておらず、又は内容が法律・法規の規定に違反している場合には、使用者は、法により相応の法的責任を負う。

第6条 双方が電子労働契約の締結に同意する場合には、使用者は、電子労働契約の締結前に、電子労働契約締結のフロー、操作方法、注意事項及び完全な労働契約文書を閲覧・ダウンロードする経路を労働者に明確に告知する必要がある、かつ、労働者から費用を受け取ってはならない。

第7条 使用者及び労働者は、電子労働契約締結プラットフォームに提出した身元情報が真実・完全・正確であるよう確保する必要がある。電子労働契約締結プラットフォームは、デジタル証明書、オンライン情報確認、生体特徴識別検証、携帯電話のショートメッセージ検証コード等の技術手段を通じて、締結者の身元及び署名意思を真に反映し、かつ、検証確認過程を記録及び保管する必要がある。条件を具備している場合には、電子社会保障カードを使用して本人・実名認証を展開することができる。

第8条 使用者及び労働者は、「中華人民共和国電子署名法」の要求に適合し、かつ、法により設立された電子認証サービス機構が発行するデジタル証明書及び暗号鍵を使用し、電子署名を行う必要がある。

第9条 電子労働契約は、使用者及び労働者による信頼することができる電子署名の付与を経た後に効力を生じ、かつ、信用することができるタイムスタンプを付さなければならない。

第10条 電子労働契約締結後、使用者は、携帯電話のショートメッセージ、WeChat、電子メール又はアプリの情報通知等の方式により、電子労働契約が既に締結完了した旨を労働者に通知する必要がある。

### 第3章 電子労働契約の取出し・保存・応用

第11条 使用者は、電子労働契約文書を遅滞なくダウンロード及び保管するよう労働者に注意喚起し、電子労働契約を閲覧・ダウンロードする方法を労働者に告知し、かつ、必要な指導及び援助を提供する必要がある。

第12条 使用者は、労働者が常用設備を使用して電子労働契約の完全な内容をいつでも閲覧・ダウンロード・印刷することができるよう確保する必要がある、かつ、労働者から費用を受け取ってはならない。

第13条 労働者が電子労働契約の紙文書を必要とする場合には、使用者は、少なくとも無料で1部提供し、かつ、押印等の方式を通じてデータ電文原本との一致を証明する必要がある。

第14条 電子労働契約の保存期間は、「中華人民共和国労働契約法」の労働契約の保管期間に関する規定に適合する必要がある。

第15条 人力資源社会保障部門等の政府部門が構築した電子労働契約締結プラットフォーム(以下「政府プラットフォーム」という。)を使用者及び労働者が優先的に選択して使用することを奨励する。使用者及び労働者は、政府プラットフォームを通じて電子労働契約を締結していない場合には、その地域の人力資源社会保障部門が公布するデータフォーマット及び標準に従い、電子政務要求を満たす電子労働契約データを提出し、就業・創業、労働雇用届出、社会保険、人事・人材、職業訓練等の業務を円滑・迅速に行う必要がある。政府プラットフォームではない電子労働契約締結プラットフォームは、使用者及び労働者による関連データの遅滞ない提出に対応する必要がある。

第16条 電子労働契約締結プラットフォームは、電子労働契約の締結及び管理に係る全過程の証拠(身元認証、署名意思、電子署名等を含む。)を保存し、電子証拠チェーンの完全性を保証し、関連情報が検索可能・呼出可能であるよう確保し、使用者、労働者及び法律・法規が授権した機構による電子データの検索及び抽出のために便宜を提供する必要がある。

#### 第4章 情報保護及び安全

第17条 電子労働契約情報の管理、取出し及び応用は、「中華人民共和国ネットワーク安全法」、「インターネット情報サービス管理弁法」等の法律・法規に適合する必要がある、情報主体の適法な権益を侵害してはならない。

第18条 電子労働契約締結プラットフォーム及びその依存するサービス環境は、「情報安全等級保護管理弁法」の第三級の関連要求に従ってネットワーク安全等級保護を実施し、プラットフォームの安定した運行を確保し、連続したサービスを提供し、収集又は使用する身元情報、契約内容情報及びログ情報の漏洩・改ざん・紛失を防止する必要がある。

第19条 電子労働契約締結プラットフォームは、電子労働契約情報保護制度を確立して健全化する必要がある、電子労働契約情報を不法に収集・使用・加工・伝送・提供・公開してはならない。情報主体の同意又は法律・法規の授権を経ずに、電子労働契約締結プラットフォームは、電子労働契約の閲読、取出し等のサービスを不法に他人に提供してはならない。

#### 第5章 附則

第20条 本指針における主要な用語の意味は、次のとおりである。

- (一) データ電文とは、電子、光学、磁気又は類似の手段により生成、送信、受信又は保存される情報をいう。
- (二) 書面形式とみなすことができるデータ電文とは、記載内容を有形的に表現することができ、かつ、いつでも取り出して参照・使用することができるデータ電文をいう。
- (三) 電子署名とは、データ電文中に電子形式により含まれ、又は添付されて署名者の身元を識別し、かつ、その内容を署名者が認めていることを表明するのに用いられるデータをいう。
- (四) 信頼することができる電子署名とは、次に掲げる条件に同時に該当する電子署名

をいう。

1. 電子署名作成データが、電子署名に用いられる際に、電子署名者の専有に属している。
2. 付与時に、電子署名作成データが電子署名者のみによってコントロールされている。
3. 付与後に、電子署名に対するいかなる改変も発見されることできる。
4. 付与後に、データ電文の内容及び形式に対するいかなる改変も発見されることできる。

(五) 信用することができるタイムスタンプとは、権威機構がデジタル署名技術を使用して生成した、署名された原始文書が署名時刻より前に既に存在していたことを証明できるデータをいう。

第21条 本指針に定めのない事項については、関係する法律・法規及び政策の規定に従って執行する。

(法令原文名称：关于发布《电子劳动合同订立指引》的通知)